



【通所介護】

認知症加算

算定のガイドブック

目次

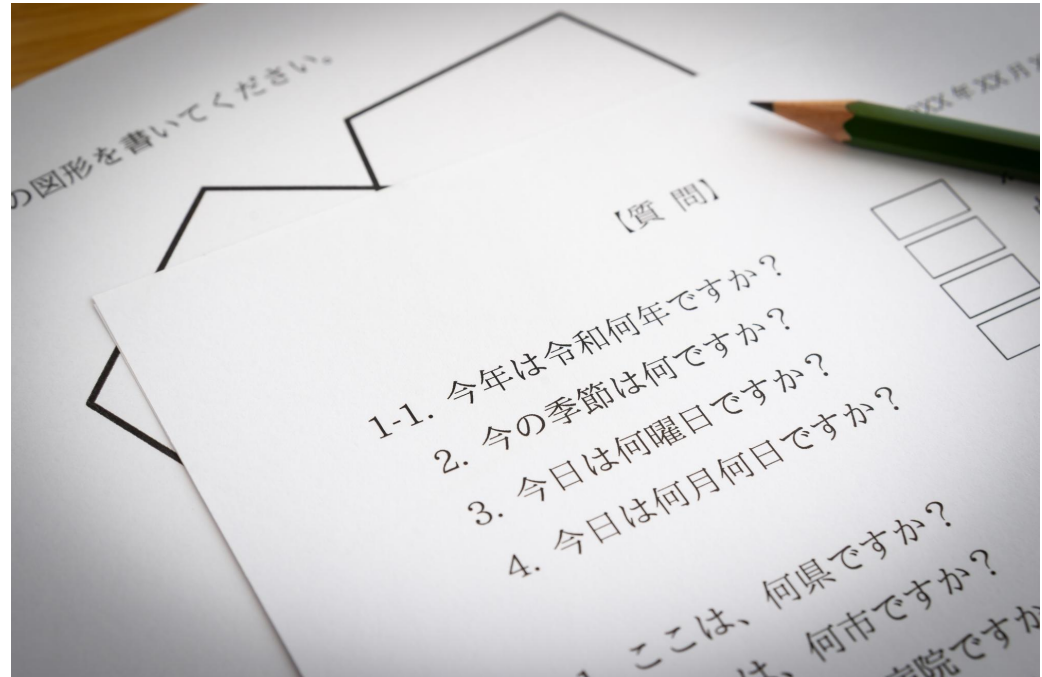
- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 認知症加算とは？・・・・・・・・・・・・ 4
- 認知症加算の単位数・算定要件・・・・・・・・ 5～8
- 認知症加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 9～10
- 認知症加算の留意点・・・・・・・・・・・・ 11
- 認知症加算のQ&A・・・・・・・・・・・・ 12～25

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
うございます。

本資料は、認知症加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。



認知症加算とは？

認知症加算とは、認知症に関する研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者に対して、その症状の進行の緩和に繋がるケアを提供することを評価する加算です。

厚生労働省の介護給付費実態統計によると、平成31年3月サービス提供分の認知症加算の事業所ベースの算定率は、通所介護で『8.1%』、地域密着型通所介護で『3.0%』となっています。

令和3年度介護報酬改定の議論において、「通所介護事業所の認知症関連の加算の算定率が低いのではないか」という意見があり、令和3年度介護報酬改定では、認知症加算の算定要件の一つである『認知症ケアに関する専門的研修を修了した者の配置』の対象となる人材の範囲が見直され、『認知症ケアに関する専門性の高い看護師』が対象となる人材に加わりました。

それでは、認知症加算の単位数や算定要件について見ていきましょう。

認知症加算の単位数・算定要件

単位数

60単位/日

算定要件

- 人員基準で配置する人数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で『2』以上配置していること。
- 『前年度』または『加算の算定日の属する月の前3月間』の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者が占める割合が『20%』以上であること。
- サービス提供時間を通じて、専らサービスの提供にあたる認知症介護に係る専門的な研修等を修了した職員を『1名』以上配置していること。

認知症加算の単位数・算定要件

常勤換算の計算方法

常勤換算方法による職員数の算定方法は以下のようになっています。

$$\frac{1 \text{ 月（暦月）の看護・介護職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数}}$$

※勤務延時間数には、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護・介護職員の勤務時間は含めません。

日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者とは？

日常生活自立度のランク『Ⅲ』、『Ⅳ』、『M』に該当する者を指します。

認知症加算の単位数・算定要件

認知症の利用者の占める割合の計算方法

認知症の利用者の割合の算定方法は、以下のようになっています。

$$\frac{\text{1月当たりの認知症（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の利用者数の平均}}{\text{1月当たりの利用者の総数の平均}}$$

利用者の総数と認知症（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の利用者数は、要支援者を含まず、以下のいずれかの人数を用いて計算します。

- ①前年度（3月を除く）の**利用実人員数**
- ②前年度（3月を除く）の**利用延人員数**
- ③届出日の属する月の前3カ月の**利用実人員数**
- ④届出日の属する月の前3カ月の**利用延人員数**

認知症加算の単位数・算定要件

認知症介護に係る専門的な研修等とは？

具体的な研修・教育課程・認定は以下のようになっています。

- 認知症介護指導者養成研修
- 認知症介護実践リーダー研修
- 認知症介護実践者研修
- 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

認知症加算を算定するまでの流れ

認知症（Ⅲ・Ⅳ・M）の利用者の割合を満たす。

- 人員基準に定められる人員に加え、常勤換算方法で2以上の職員を配置する。
- 認知症介護の実践的な研修等を修了した職員を配置する。

所轄官庁へ届出を行う。

認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するためのプログラムを作成する。

認知症（Ⅲ・Ⅳ・M）の利用者にサービスを提供する。

認知症加算を算定する。

認知症加算を算定するまでの流れ

所轄官庁への届出

提出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の修了証
- 認知症加算に関する届出書

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

参考：東京都の「認知症加算に関する届出」⇒

(加算様式6-5)

認知症加算に関する届出書

I 算定要件を確認してください。

算定要件	①人員基準における管理職員又は介護職員の員数に加え、管理職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保されている。	はい・いいえ
	②前年度(3月を除く。)または算定日が属する月の前3月の実利用者数または延べ利用者数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の占める割合(1月当たりの実績の平均により算出したもの)が20%以上であること。	はい・いいえ
	③指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の修了者を1名以上配置されていること。	はい・いいえ

II 算定要件②を確認するため、以下に沿って認知症の要介護者の割合を記載してください。

- 前年度実績が6か月以上ある事業所は、アまたはイのいずれかにより計算してください。
- 前年度実績が6か月未満の事業所は、イにより計算してください(アによる届出はできません)。

ア 前年度の実績の平均

前年度(3月を除く)の1か月あたりの実績の平均については、**利用実人数**又は**利用証人数**により算出すること。

	利用者の総数 (要支援者は含まない)	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ 又はMの利用者数	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
合計			実績月数
			[B]/[A] (≥20%)
1月当たりの平均	[A]	[B]	

イ 前3月の実績の平均

算定日の属する月の前3か月の1か月あたりの実績の平均については、**利用実人数**又は**利用証人数**により算出すること。

※イにより算出する場合は、直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

※所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行い、当該加算を取下げること。

	利用者の総数 (要支援者は含まない)	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ 又はMの利用者数	
月			
月			
月			
合計			[B]/[A] (≥20%)
1月当たりの平均	[A]	[B]	

認知症加算の留意点

- 算定要件のうち、「利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者が占める割合」の計算において、届出日の属する月の前3月の1月あたりの実績の平均により算定要件を満たしている場合は、届出を行った月以降も毎月継続的に所定の割合を維持しなくてはなりません。
- 共生型通所介護を提供している場合、認知症加算を算定できません。
- 認知症加算は、若年性認知症利用者受入加算と併算定することはできません。
- 認知症加算と中重度者ケア体制加算の算定要件を両方とも満たしている場合は、認知症加算と中重度者ケア体制加算を併算定することができます。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問25

Q.

指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

A.

例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。（本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。）

①指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

（例：月曜日の場合）

確保すべき勤務時間数＝（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数＝11.2時間

②指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

（例：月曜日の場合）

指定基準に加えて確保された勤務時間数＝（8＋7＋8）－11.2＝11.8時間

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、84時間÷40時間＝2.1となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
必要時間数	11.2時間	9.8時間	12.6時間	14時間	7時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	0時間	35時間
職員D	8時間	8時間	0時間	0時間	8時間	8時間	32時間
計	23時間	31時間	23時間	23時間	31時間	16時間	147時間
加配時間数	11.8時間	21.2時間	10.4時間	9時間	24時間	7.6時間	84時間

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問26

Q.

指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

A.

中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問27

Q.

認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出がなされた場合には、5月から加算の算定が可能か。

A.

前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問28

Q.

指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。

A.

事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問29

Q.
認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。

A.
サービスの提供時間を通じて1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問30

Q.
通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員（中重度者ケア体制加算）、認知症介護実践者研修等の修了者（認知症加算）は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されていれば、加算の要件を満たすと考えてよいか。

A.
日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員（認知症介護実践者研修等の修了者）を1名以上配置していること」を満たすこととなる。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問31

Q.

認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合における具体的な計算方法如何。

A.

認知症加算、中重度者ケア体制加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされているが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加算の要介護3以上の割合を計算する場合、前3月の平均は次のように計算する。（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前年度の平均計算についても同様に行う。）

①利用実人員数による計算（要支援者を除く）

・利用者の総数＝9人（1月）＋9人（2月）＋9人（3月）＝27人
・要介護3以上の数＝4人（1月）＋4人（2月）＋4人（3月）＝12人
したがって、割合は $12人 \div 27人 \approx 44.4\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 30\%$

②利用延人員数による計算（要支援者を除く）

・利用者の総数＝82人（1月）＋81人（2月）＋88人（3月）＝251人
・要介護3以上の数＝46人（1月）＋50人（2月）＋52人（3月）＝148人
したがって、割合は $148人 \div 251人 \approx 58.9\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 30\%$

上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。

なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は月末の要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算する。

	要介護度	利用実績		
		1月	2月	3月
利用者①	要介護1	7回	4回	7回
利用者②	要介護2	7回	6回	8回
利用者③	要介護1	6回	6回	7回
利用者④	要介護3	12回	13回	13回
利用者⑤	要支援2	8回	8回	8回
利用者⑥	要介護3	10回	11回	12回
利用者⑦	要介護1	8回	7回	7回
利用者⑧	要介護3	11回	13回	13回
利用者⑨	要介護4	13回	13回	14回
利用者⑩	要介護2	8回	8回	7回
要介護3以上合計		46回	50回	52回
合計（要支援者を除く）		82回	81回	88回

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問32

Q.
認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

A.
1 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。
2 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2（4）認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。
3 これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。
（注）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第二1（7）「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」の記載を確認すること。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問33

Q.
認知症加算について、認知症介護実践者研修等の修了者の配置が求められているが、当該研修修了者は、介護職員以外の職種（管理者、生活相談員、看護職員等）でもよいのか。

A.
介護職員以外の職種の者でも認められるが、その場合、通所介護を行う時間帯を通じて指定通所介護事業所に従事している必要がある。
なお、他の加算の要件の職員として配置する場合、兼務は認められない。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問34

Q.

認知症加算について、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護実践者研修等の修了者の配置が要件となっているが、当該加算の算定対象者の利用がない日についても、配置しなければならないのか。

A.

認知症加算の算定対象者の利用がない日については、認知症介護実践者研修等の修了者の配置は不要である。なお、認知症の算定対象者が利用している日に認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない場合は、認知症加算は算定できない。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問35

Q.
旧痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門課程の修了者は、認知症介護に係る実践的又は専門的な研修を修了した者に該当するのか。

A.
該当する。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問36

Q.
認知症加算の要件に「認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること」とあるが、事業所として一つのプログラムを作成するのか、利用者ごとの個別プログラムを作成するのか。

A.
利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うことが必要である。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) 平成27年4月30日 問1

Q.
サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて本体事業所に1名以上配置されていればよいか。

A.
認知症加算・中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所介護を行う時間帯を通じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定することはできない。

認知症加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) 平成27年4月30日 問2

Q.
職員の配置に関する加配要件については、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していることに加え、これと別に認知症介護実践者研修等の修了者を1名以上配置する必要があるか。

A.
指定基準で配置すべき従業者、又は、常勤換算方法で2以上確保する介護職員又は看護職員のうち、通所介護を行う時間帯を通じて、専従の認知症実践者研修等の修了者を少なくとも1名以上配置すればよい。